

2019年度農業用施設防災・減災事業公募要領

平成31年（2019年）2月27日

1 はじめに

熊本地震による被災状況を踏まえ、農業用施設において耐震化等の防災・減災対策を緊急に支援することにより、今後の地震発生時の被害を最小限に抑え、災害に強い農業経営の実現を目的として「農業用施設防災・減災事業」を実施します。支援の対象となる農業者等、要件及び応募の手続については、この要領をご覧の上、必要な書類を公募期間内に提出してください。

2 公募期間

平成31年（2019）4月1日（月）～2020年3月31日（火）

3 申請者の要件及び補助内容

別表1のとおりです。

4 申請書類

(1) 申請に必要な書類は、以下のとおりです。

農業用施設防災・減災事業申請書（参考様式）

農業用施設防災・減災事業計画書（様式第1号）

添付書類

- ・農業者が組織する団体の場合は、構成員の名簿、規約・定款等の写し
- ・事業実施箇所の位置図及び現況が分かる写真
- ・見積書等事業費の積算がわかる資料
- ・その他必要と認める資料

5 申請書類の提出について

(1) 申請書類は、別表2で記載している申請者の居住する地域を所管する各農業振興課に、申請者本人が持参し提出してください。

(2) 郵送、ファクシミリまたは電子メールでの提出は受けません。

(3) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮することとし、当事業事務以外には無断で使用いたしません。

(4) 提出に当たっての留意事項

- ① 提出部数は1部です。

- ② 必要に応じて、受付の際または受付後に事業計画等についてヒアリングを行います。
- ③ 採択要件等を満たさない場合や申請書類に虚偽の記載があった場合は、補助対象となりません。

6 補助金の対象となる経費及び補助金の額

- (1) 別表1の補助対象経費の欄に記載している経費（消費税相当額を除く）が補助金の対象になります。
- (2) 補助金は、予算の範囲内での交付となります。
- (3) 補助金額については、交付対象経費等の精査により決定するため、申請額より減額されることがあります。

7 補助金の申請に必要な手続等

- (1) 申請内容の審査終了後、事業実施者へは、通知の際に補助金交付の手続について、文書により連絡しますので、指定された期限までに、補助金等交付申請書を提出していただきます。
- (2) 補助金の交付決定後に以下の事項が生じた場合は、速やかに、補助事業等計画変更申請書を提出していただき、その承認を受ける必要があります。提出された申請書に基づき補助金額の変更を通知します。（実施要綱第6条）
 - ① 施行箇所又は設置場所の変更。
 - ② 事業費の20%を超える増額または減額。
(ただし、補助金額の変更がない場合は、この限りではありません。)

10 補助金の交付について

- (1) 事業が完了したら、竣工検査や事業実績報告などの手続きが必要となります。補助金は、竣工検査や提出された実績報告書等について審査し、額を確定した後支払われます。
- (2) 補助金の支払方法は、事業終了後の精算払いを原則とします。ただし、事業実施主体から要望があり、事業遂行上必要と認められる場合に限り概算払いを受けることができます。

11 その他留意事項

- (1) 事業は、年度内の完了(竣工)が条件となりますので留意の上応募願います。
- (2) 同一の内容で他の補助事業（農林水産省や熊本県等の補助事業）への申請を行うことは差し支えありませんが、他の補助事業と重複して補助金を受けることはできません。他の補助事業の採択が決定された場合は、速やかに報告してください。

- (3) 事業で取得した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ってください。
- (4) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）で定める期間内で、事業により導入した施設機械等を、処分（譲渡・交換・貸し付け等）をするときは市長の承認が必要です。
- (5) 熊本市補助金等交付規則に違反した場合は、補助金の全部又は一部について返還を求めることがあります。
- (6) 事業の実施に当たり、調査、照会等をする場合がありますので、その際にご協力をお願いします。
- (7) 工事着工前、工事中、工事完了後それぞれの写真を撮影し、提出してください。

別表1

事業一覧表

メニュー	補助対象経費 (消費税相当額を除く)	補助対象者	採択要件	補助率	補助金上限
(1) 防油堤の整備	防油堤、設置費、運搬費等	熊本市に居住する農業者 熊本市に所在を置く農業者で組織する団体 ただし、防油堤の整備にあつては、熊本市に農地を持つ農業者も対象とする。	①消防法の主な設置基準を満たすこと。 ②整備後に消防署へ届出を行うこと。	1/2以内	1,000千円
(2) 園芸施設の耐震化	いちご高設ベンチ、果樹棚等の補強		①耐震化に効果があるもの。	1/2以内	500千円
(3) 集出荷貯蔵施設の耐震化	機械設備の固定		①耐震化に効果があるもの。	1/2以内	500千円
(4) 畜産関連設備の耐震化	機械設備の固定		①耐震化に効果があるもの。	1/2以内	500千円

別表2 申請に関するお問い合わせ先

申請者の居住する地域	受付・お問い合わせ先	電話番号
東区・中央区	東農業振興課 熊本市東区東本町16-30 ※4月1日以降は東部まちづくりセンター内（熊本市東区錦ヶ丘1-1）	096-367-9137
西区	西農業振興課 熊本市西区小島2丁目7-1	096-329-1158
南区	南農業振興課 熊本市南区富合町清藤405-3	096-357-4139
北区	北農業振興課 熊本市北区植木町岩野238-1	096-272-1117

参考様式

年 月 日

熊本市長 大 西 一 史 様

住 所
申請者 名 称
代表者

印

年度農業用施設防災・減災事業の申請に関する書類の提出について

年度に農業用施設防災・減災事業を実施したいので、申請書類を提出します。

様式第 1 号

農業用施設防災・減災事業計画書（実績書）

	氏名	住所	対象メニュー	実施場所	事業量	事業費	補助金額	工事期間	
								着工予定日	完成予定日
例	熊本太郎	熊本市中央区手取本町1-1	防油堤の整備	熊本市南区富合町清藤405-3	防油堤1基、設置費、運搬費	270,000円	125,000円	8月1日	8月15日
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
合計									

添付書類

- ・ 農業者が組織する団体の場合は、構成員の名簿、規約・定款等の写し
- ・ 事業実施箇所の位置図
- ・ 見積書等事業費の積算がわかる資料及び現況が分かる写真
- ・ 消防書への届出写し（防油堤整備の場合のみ）実績報告時添付
- ・ その他必要と認める資料